

滋精保福第 1 9 1 号

平成 19年 10月11日

各精神科医療機関の長様  
各市町精神保健主管課長様  
各市福祉事務所長様  
各市町消費生活相談主管課長様  
県民生活課長様  
滋賀県司法書士会長様  
滋賀県弁護士会長様  
南部振興局地域健康福祉部長様  
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部長様  
各地域振興局地域健康福祉部長様  
高島県事務所地域健康福祉部長様  
大津健康福祉センター所長様

滋賀県立精神保健福祉センター所長  
( 公 印 省 略 )

ギャンブル依存症にかかる関係者セミナーの開催について

平素は当センター事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ギャンブル依存症については、最近、マスコミ等で取り上げられることが多く、当センターにつきましても相談者が増加しています。しかし、「病気賭博」という認識がなく、ギャンブルや借金の問題は恥ずかしいと考え、長い間苦しんでいる住民の方が多くあります。

ギャンブル依存症について、医療だけでなく幅広い関係者が病気の正しい知識を学び、本人や家族にどのような対応が必要かを学ぶために別添実施要項に基づいて実施することになりました。

つきましては、関係職員の方のご出席についてご配慮をお願いいたします。

## ギャンブル依存症関係者セミナー開催要項

### 1 目的

ギャンブルは手軽な娯楽として楽しられている反面、ギャンブルに「ハマる」ことによって依存症となり、病気の症状として多額の借金苦のために、家族に多大な精神的、経済的負担をかけている人が増えています。

家族はギャンブル依存症の知識がないまま、病気と捉えられずに巻き込まれ、家族崩壊をもたらすまでの影響を受けています。ギャンブル依存症について、医療だけでなく幅広い関係者が病気の正しい知識を学び、本人や家族にどのような対応が必要かを学ぶためのセミナーです。

### 2 日時

平成19年11月21日(水) 午後1時30分～午後4時45分  
受付 午後1時より

### 3 場所

近江八幡市人権センター(JR 近江八幡駅南口より徒歩5分) \*裏面参考  
\*駐車場が狭いため、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

### 4 対象

医療・保健・福祉・司法・生活相談関係者等 約50人

### 5 内容

I 「ギャンブル依存症とは？」

II 援助者としての役割と限界

講師 町田 政明 氏(ギャンブル依存ファミリーセンター代表)

[講師経歴]

精神障害、アルコールのリハビリ施設に15年勤務し、横浜嗜癮問題相談室「ホープヒル」を設立。国立南横浜病院、神奈川県立せりがや病院に勤務。アメリカや国内でアディクションの臨床を学ぶ。

### 6 申し込み

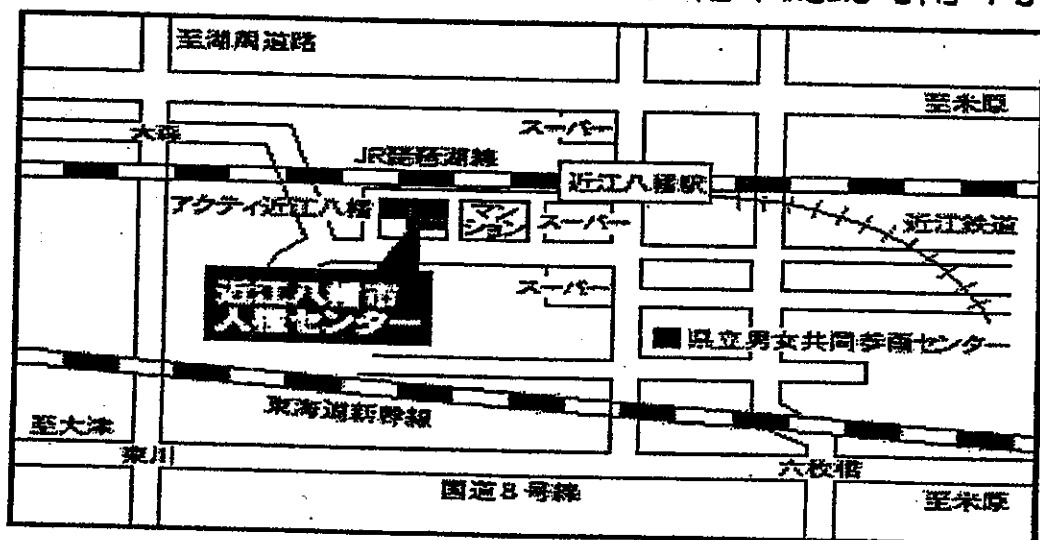
事前に申し込みが必要です。11月9日(金)までに別紙 FAXにてお願いします。

すぎもと

県立精神保健福祉センター TEL 077-567-5010 (担当: 楢本)

〈会場へのアクセス〉

近江八幡市鷹飼町南4丁目4-4



JR 近江八幡駅南口から徒歩約5分